

# 登園許可書

とちの木保育園園長 宛

児童氏名

下記の○印の疾病が軽快し、伝染病予防上、集団活動に支障がないと認めためので  
年 月 日より登園を許可します。

年 月 日

医療機関

医師名

\* 診断名に○をお願いします。

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ（ ）型	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで（発症日を0日、翌日を1日目として数える）
風しん	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
溶連菌感染症	解熱し抗菌剤内服治療を開始していること
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
マイコプラズマ肺炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
感染性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス、 アデノウイルス、他など）	嘔吐下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れること ※嘔吐後24時間は登園不可
手足口病	機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内水泡がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（りんご病）	医師により感染の恐れがないと認められるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか浸潤部位が被覆できること
アタマジラミ	駆除を開始していること ※駆除終了までバンダナ着用

保育園は、児童が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発症を防ぐため、上記の感染症について登園許可書の提出をお願いいたします。

感染の恐れがなくなり、集団での活動が可能な健康状態での登園であるようご配慮をお願いいたします。